

消費生活センターから

「簡単に高額収入が得られる」 という話にご注意！



「万円が 億円になる」「毎日数分の作業で簡単に高収入を稼げる」等の広告や勧誘を受け、資料等を購入させられる「情報商材トラブル」の相談が多数寄せられています。

「勧誘を受けた」「契約してしまったが、解約したい」等、困ったときは、すぐに相談してください。

【事例1】自動転売ソフト

SNSで、働かずに高収入を得たという人と友だちになった。友だちから勧められた不用品自動転売システムの動画を見て興味を持ち、その後、電話で勧誘され、ソフトとマニュアルを50万円で購入した。しかし、ソフトは不具合で使えず、マニュアルもずさんで使えなかった。

【事例2】FX投資のノウハウ

この事例は区報では掲載していません

知り合いに「ビジネスで成功したすごい人に出会ってみたいか」と誘われ、後日会った。将来の夢や経済の話の後、会員になればFX投資で稼げるツールが手に入ると勧誘された。会費10万円は払えないと伝えると、「すぐ稼いで返済できる」と学生ローンで借金させられ契約した。入手したノウハウの資料は一般的なもので価値が無い。

【事例3】副業ビジネス

インターネットで、「スマホをタップするだけで月30万円稼げる」という広告を見て登録した。仕事内容と成功者体験談の動画を見て、3万円で契約し、DVDと説明書を入手した。電話で説明を受けたが内容が難しく、ずさんな内容のマニュアルを80万円で購入させられた。

【ここに注意!!】

- 簡単に高収入が得られるような広告や書き込みは、うのみにしない。
- インターネット等を通して売買される資料等は、実際に購入するまで確認できないので、購入は慎重に。
- 支払いが難しい高額な契約は「元が取れる」「分割にすれば払える」と言われても、無理に契約しない。



困ったときは、一人で悩まず相談しましょう

消費生活センターから



「新元号」・「新紙幣」に便乗した消費者トラブルに注意!

新元号への改元や、新紙幣発表に関連し、これに便乗した消費者トラブルが発生しています。

新元号への改元等に関するトラブル

〔事例1〕銀行の協会団体を装う事業者

銀行の協会団体を装い「改元による銀行法改正に伴い、キャッシュカードを新しくする必要があるので」等の封書を送付し、銀行口座情報やキャッシュカード、暗証番号を返送させる。

銀行の協会団体や金融機関が、暗証番号等を尋ねることは一切ありません。絶対に口座情報等を教えたり渡したりしないでください。

〔事例2〕記念アルバムの売りつけ

「天皇陛下御退位・御即位を記念したアルバム等を購入しないか」と電話があり、購入することを執ように勧誘される。また、注文していないアルバムが送られてきて、高額な料金を請求される。

「購入しません」等、きっぱりと断りましょう。事業者からの電話の中で契約をしてしまった場合は、クーリング・オフも可能です。

注文していない商品が一方的に送り付けられた場合は、代金を支払わずに受け取り拒否をしましょう。受け取ってしまった場合は、14日間保管しましょう。その後は、代金を支払わず処分することができます。

新貨幣発行等のトラブル

〔事例〕古い貨幣の回収を持ち掛ける

省庁や金融機関を装い「現行の紙幣が使用できなくなるので回収する」・「古い紙幣と新しい紙幣を交換するので振り込んで欲しい」といった案内を行う。

新紙幣は令和6年に発行される予定です。現行の紙幣は新紙幣の発行後も、引き続き使えます。絶対に応じないでください。

被害に遭わないために

- 不審な電話はすぐに切る
- 自動通話録音機を活用する
- キャッシュカードを他人に渡さない、送らない
- 暗証番号は他人には教えない
- 不安を感じたら、すぐに消費生活センターや警察に相談する



消費生活センターを
ご利用ください!

消費生活センターから 30年度の相談の傾向をお知らせします



30年度に相談の多かった内容

平成30年度、消費生活センターに寄せられた相談件数は1,633件でした。60歳以上の方の相談は54%増加し749件、うち70歳以上の相談件数が146件増え、年代別で最多の452件でした。

増加傾向にある相談

- 1位 架空請求ハガキ「総合消費料金未納分に関する訴訟最終告知」等

法務省等の名称を不正に利用して、架空の訴訟案件を記載したはがきで金銭を要求される被害が増加しています。

- 5位 工事・建築、リフォーム工事等

「自然災害が原因の修繕工事は、火災保険を利用すれば無料でできる」と説明して必要以上の金額で契約をさせられ、解約を申し出ると高額な解約料を要求される被害が増加しています。

目立った相談

- 排水管やトイレ等衛生設備の清掃、修理サービス

チラシや訪問等で排水管清掃契約を行ったあと、「下水管等が破損しているから修理工事が必要」と高額な工事を勧誘されます。

- 健康食品や化粧品の購入

「初回特別価格」等のインターネット広告を見て、一回限りと思い申込みしたが、実際は継続的な購入であり、高額な支払いを求められます。

順位	商品役務別相談内容	件数
1	架空請求ハガキ等	330
2	大手通販業者名を不正に使用した架空請求メール等	160
3	賃貸アパート退去時の修理や敷金返還トラブル等	117
4	カードローン・消費者金融による多重債務等	89
5	工事・建築、リフォーム工事等	71
6	保険の代理申請や廃品回収サービス等の役務提供契約	58
7	インターネット通信サービス（光回線等）	57
8	スマートフォン等の移動通信サービス等	51
9	健康食品	40
10	化粧品等	29

消費生活センターから

若者の消費者トラブルに注意!



小・中学生を含む未成年者の契約トラブルや成人したばかりの方を狙ったトラブルが増加しています。注意してください。

未成年者の契約

未成年者が契約するには、原則として親権者や未成年後見人である法定代理人の同意が必要です。

同意を得ないで行った契約は、一定の場合を除き、「未成年者取消し」として、未成年者自身もしくは法定代理人が取り消すことができます。

ただし、次の場合は取り消すことはできないので、注意してください。

- 未成年者が、「自分は成人である」、「保護者の同意を得ている」と偽った
- 未成年者が結婚している
- 小遣いの範囲の契約

成人したばかりの方を狙ったトラブル

成人したばかりの若者は、悪質事業者の標的になりやすく、トラブルが増加しています。特に、SNS等を利用した、顔が見えない相手との取り引きでのトラブルが急増しています。

【事例1】 SNSで知り合った人に、必ず儲もうかると勧誘され、高額な情報商材を契約させられた。

【事例2】 SNS広告を見てタレントオーディションに応募したところ、高額なレッスン契約をさせられた。

契約をする際は、内容を正しく理解しましょう。契約やお金の使い方等は正しい知識を持つことが大切です。



消費生活センターをご利用ください

消費生活センターから

自然災害後の住宅点検・修理トラブルに注意!

台風・豪雨・地震など自然災害の後に、突然訪問してきて、屋根や壁などの点検・修理を契約させられるトラブルが、区内でも多発しています。

こんな手口に注意!!

- 「近所で工事しているついでに」と、偶然を装って訪問し、無料点検をした後「今、修理をしないと大変なことになる」等、不安をあおって、契約を迫る。
- 「火災保険を使えば自己負担なしで修理できる」と、修理見積もりの前に保険申請代行契約を結ばせ、その後、高額な修理見積もりを出し、修理がキャンセルになっても高額な手数料を請求する。
- 老朽化が原因でも「自然災害の影響だ」と現地調査員に話すよう誘導し、虚偽の理由で保険を請求させる。
- 「口座に振り込まれたら、手数料50%を払え」「解約したら保険金の40%の違約金が必要」など不当な要求をする。

アドバイス

- 突然の訪問・点検は、きっぱりと断りましょう。
- 家の点検・修理が必要な場合は、数社から見積もりを取るようにしましょう。
- 契約しても、クーリング・オフ等で解決できる場合があります。ご相談ください。



迷わず、すぐに相談してください!



消費生活センターから

悪質な訪問販売の手口にご用心



道路工事の挨拶を口実に訪問する排水管の点検・修理業者や、料金が安くなるとだけ言って訪問する電気やガス事業者の代理店が出没しています。注意してください。

【事例1】排水管修理・清掃工事

「前の道路で下水道工事をしている」という訪問があった。「下水が逆流する可能性があるため、下水管を拝見したい」と言われ、見てもらった。その後、「下水管に破損が見つかった。今、近くで工事をしているので安く修理できる」と言われ、契約してしまった。契約後、近隣に確認したら下水道工事はなかったため、解約したい。

工事のあいさつを装い、下水管を点検し工事契約をさせる手口は違法です。契約書をもってから8日以内にクーリング・オフ通知を発信すれば、無条件で解約できます。期間が過ぎても解約できる場合もあります。

【事例2】必要な説明をしない電気事業者の代理店

「契約先を変更するだけで、費用は不要で電気代が安くなる」という訪問があった。検針票の提示を求められたため見せると、断りなく写真を撮られ、書類に住所・氏名を記入させられた。その後、渡された書類を見て、新たな事業者との契約だとわかったため、解約したい。

事業者名称を告げられず、必要な説明もないまま勧誘を受けた場合、無防備になりがちです。電気代は安くないケースもあります。契約する意思がない場合は、「契約しません」とはっきりと断りましょう。

訪問販売の場合、事業者の名称、販売目的を勧誘に先立って消費者に告げなければなりません。事実と異なることを告げての勧誘は違法です。断っている消費者に続けて勧誘することは禁止されています。一つでも当てはまれば、契約は見合わせましょう。



契約をやめたいとき、不審だと思ったときは、消費生活センターにご相談ください。